

ADA100421001
2010年4月21日

特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ
代表理事 土井 利幸 殿

独立行政法人 日本貿易振興機構

「タイ・マプタプット工業団地をめぐる貴機構現地事務所の発言について」(回答)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2010年3月16日付けで拝受いたしました、「タイ・マプタプット工業団地をめぐる貴機構現地事務所の発言について」と題する貴法人からの質問状(以下「貴信」という。)に関して、次のとおり回答いたします。今後ともジェトロの活動に対し深くご理解をいただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 貴信にてご指摘頂いているマプタプット工業団地における事業の差し止め仮処分に関しては、タイの環境保護団体及びその周辺住民が、タイ政府に対し、2007年タイ王国憲法(以下「タイ王国憲法」という。)において改正された第67条の規定の不遵守を行政裁判所に訴えたことに端を発するものと理解します。タイ政府の指導の下、行政庁から事業認可を受けた事業について、それぞれの事業認可時期がタイ王国憲法の公布日以降であったことから当該認可が差し止められたため、事業者としてどう対応すればよいか不明となり事業を進められなくなっています。この大きな原因は、タイ王国憲法第67条の規定に基づく手続について改正された内容を適用するための下位法令が存在しなかったことにあります。
2. このため、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与することを目的として設立された独立行政法人であるジェトロとしては、行政庁から一度は認可を受けたにもかかわらず事業認可が差し止められ、対応について困惑している日系企業の意見を集約し、事業者が遵守すべきタイ王国憲法第67条の規定が求める手続等ルールを明らかにすることをタイ政府に対して求めているところです。
3. しかるに、貴信にてご指摘を頂いたジェトロ現地事務所などが「マプタプットの問題

を早期に解決しなければ日本の投資がタイから逃げて行きかねない。」と発言しているとの報道がなされ、「環境社会配慮ガイドライン」を採択し環境問題を重視しているジェトロの立場に誤解が生じていることは、残念でなりません。

貴信にてご照会を頂いたジェトロバンコクセンター山田宗範所長の発言は、「タイ政府に求めているのは、事業再開に向け企業が採るべき手順と遵守すべきルールを早く教示してもらいたいということである。こうした解決に向けた道筋を、タイ経済が回復を遂げている中でタイへの投資を増大させようとしている企業に向けて速やかに示すことが、タイ政府の問題解決能力への信頼を増大させる。」というものであり、「2,3カ月以内」という期限を切る要請や、「信頼に傷がつく」という不要な圧力と受け取られかねない発言があったとの報道は事実ではありません。

むしろ、ジェトロバンコクセンター所長の発言をはじめとする各界からの要望が、タイ政府にマプタプット工業団地の公害問題解決の重要性を再認識させる契機となり、事業者が採るべき対応を相談する行政窓口を設置への働きかけとなり、タイ王国憲法第 67 条の規定に基づく手続整備の発展に資することになっており、この結果、タイ政府の環境対策が進展してきているとの評価もタイ社会から出てきております。

4. 次に、貴信にてお尋ね頂いた、マプタプット工業団地の公害問題解決に向けたジェトロの見解を申し述べます。環境を保護し住民の健康を守ることの重要性は言うまでもないことであり、過去に重大な公害問題に直面した我が国ほど、環境と調和した形でない限り経済発展は望めないことを身に染みて感じない者はいないと言えます。かかる認識に立って、貴信が指摘するとおり、マプタプット問題の解決に役立てていただくために過去に直面した公害問題を克服した我が国の経験をお伝えするなど、タイ政府の対応に協力していくことが、ジェトロの採択した環境社会配慮ガイドラインに即した活動であると考えます。
5. 我が国の経験を参考にさせていただくとの観点から、ジェトロとしては、本年 2 月 8 日（月）に、タイ王国アピシット首相のご臨席の下、京都大学大学院地球環境学堂の森晶寿准教授を招聘し、同准教授による「日本の大気汚染対策の経験：マプタプット問題解決への示唆」と題する基調講演とタイ政府やタイ産業界を交えたパネルディスカッションから構成されるセミナーを開催したところであります。同セミナーの場において、タイ王国アピシット首相から次の発言がなされ、タイ政府として、本件問題の重要性や早期の問題解決に向けた強い信念を感じた次第であります。
 - (1) マプタプット問題への対応に関し、タイ王国憲法は、市民の健康に深刻な影響を及ぼす可能性のある事業は健康影響評価(HIA)の実施や公聴会の開催を義務付ける一方で、どのような事業が対象となるのか明記されていない。
 - (2) タイ政府は、①タイ王国憲法第 67 条に基づく規定を制定する準備をしている、

②差し止め仮処分を受けている事業について行政裁判所の再審査を要請していく方針である。

(3) 今後のタイ政府の対応として、利害関係のある民間企業や住民および政府、有識者の4者代表で構成される委員会を改組した形態で、今後の対策を話し合う予定である。

6. ジェトロは、本件に関しても環境社会配慮諮問委員会において各委員の助言を仰ぐとともに、在タイ日本国大使館や在タイ日系企業等と連携しつつ、今後とも産業発展と環境保全の両立を図るためのタイ王国における政策に最大限協力をして参る所存であります。

以上